阿賀野市「週休２日適用工事（現場閉所)」（令和８年 10 月）実施要領

１　目的

本要領により「週休２日適用工事（現場閉所)」として実施することで、建設現場における週休２日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

２　対象工事

原則、設計額が 200 万円超で、現場閉所による週休２日取得が可能な全ての土木工事を対象とする。

なお、「週休２日適用工事（現場閉所）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

（１）緊急性を要する場合等、週休２日の確保が妥当でないと判断される工事。

（２）現場施工期間が休工日を含めて７日間未満の工事。

３　発注方式

週休２日適用工事（現場閉所）は発注者指定型とする。また、「週休２日適用工事（現場閉所）特記仕様書」が添付されていない場合は受注者希望型とし、週休２日の取組内容について、現場着手前に受発注間協議する（通期の週休２日は必須)。

４　実施手順

（１）設計書作成時

週休２日の達成状況に応じた費用補正は行わない。

設計書に「週休２日適用工事（現場閉所）特記仕様書」（別紙１）を添付する。

（２）受注者決定後

工事契約後、受発注者協議により取組内容を決定する。

受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。

（３）施工中

監督員は適宜、実施工程表等の提示を受注者に求め、現場閉所の状況を確認する。

週休 2 日の取り組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む。

（４）現場完了以降

監督員は、現場閉所の状況を確認する。

なお、受注者の就業規則等において４週８休以上の休日が規定されている場合は、当該内容を確認できる就業規則の提示をもって、週休２日の取組状況を確認する資料として取り扱うことができる。

ただし、工事成績評定における評価を行う場合は、休日率の確認を必須とする。

工事完成検査において、検査職員は実施工程表等により達成状況を確認するものとする。

「完全週休２日（土日）」を達成した場合は、阿賀野市請負工事成績評定実施要領に基づき取組を評価する。

また、提出された計画工程表が「通期」の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期」の週休２日に取組む姿勢が見られなかった場合については、阿賀野市工事成績評定に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

５　用語の定義

（１）週休２日

①　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。

工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。

現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。

なお、下記に該当する期間は含まない。

①　年末年始６日間と夏期休暇３日間

②　工場製作のみを実施している期間

③　工事全体を一時中止している期間

④　工事事故等による不稼働期間

⑤　受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（天災に対する突発的な対応等）

⑥　工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理期間

⑦　その他、対象外とする期間を発注者が設定する場合は施工条件総括表に明示する

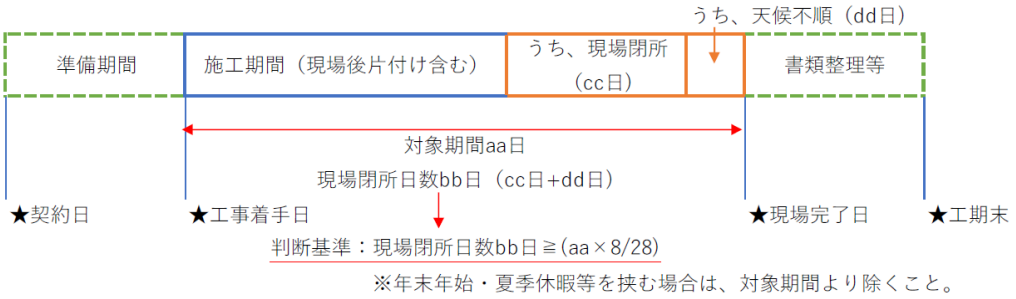
（３）現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

計画・実施工程表による現場閉所の達成の判断基準は以下による。

計画・実施現場閉所日数　≧　計画・実施対象期間から算出される現場閉所日数
（計画・実施対象期間×８／２８）

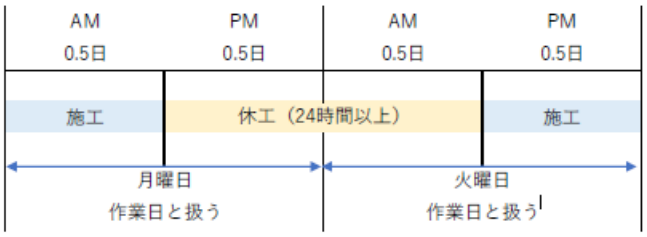
≪参考イメージ（通期の４週８休）≫



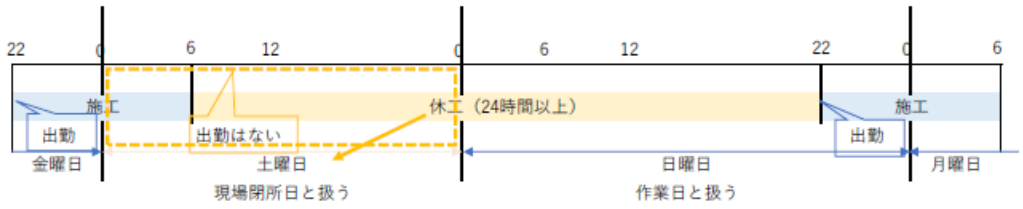
地域貢献等として、工事施工範囲外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等のみを行った場合は、現場閉所と扱うものとする。

施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で休工した場合に現場閉所日として取り扱うこととする。

半日単位での現場閉所は認めないものとする。



夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。



（４）週休２日の達成判断

①　完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②　月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

（月単位の週休2日を達成の考え方）



※　（暦上週２日の現場閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月の考え方）を参照

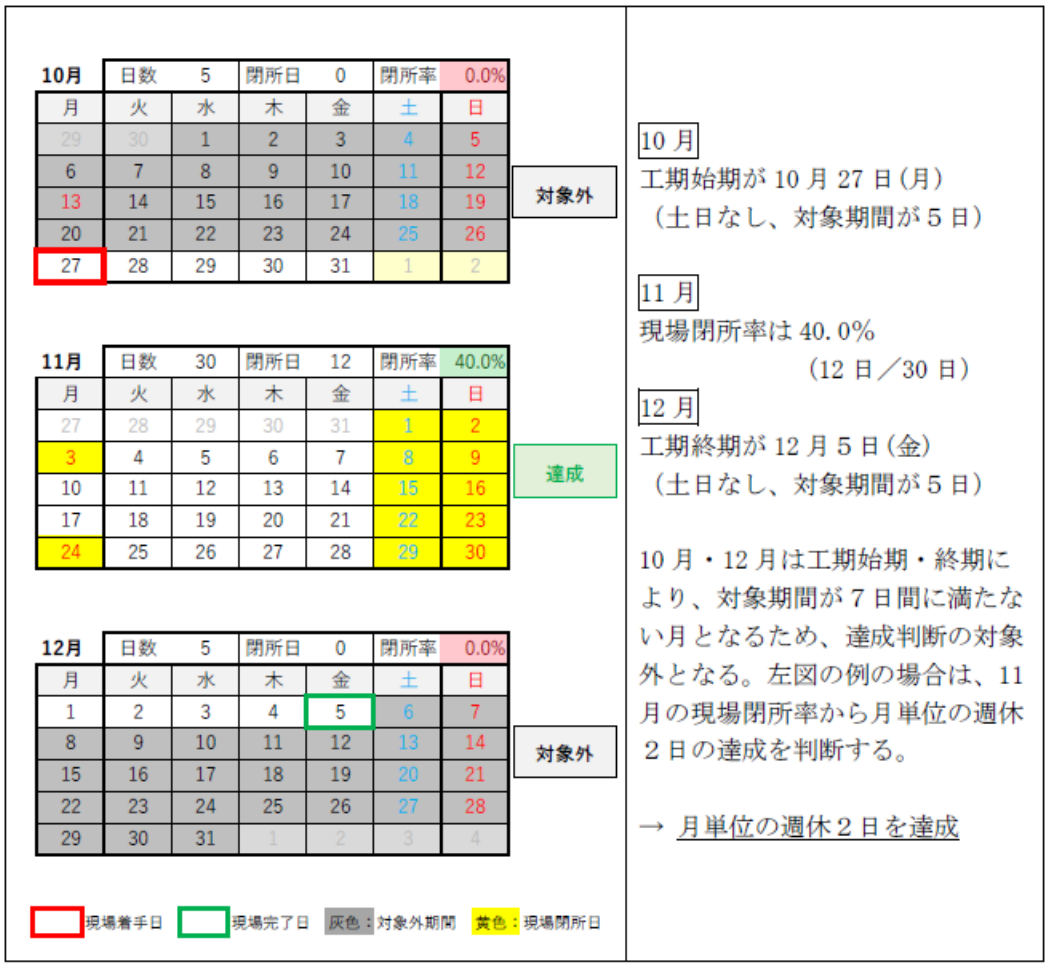
（暦上週２日の現場閉所では現場閉所率が 28.5%に満たない月の考え方）

暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

	現場閉所率は 25.8% （8 日／31 日） ただし、 現場閉所８日 ≧ 土日の合計８日 → 月単位の週休２日を達成
	現場閉所率は 23.0% （３日／13 日） ただし、 現場閉所３日 ≧ 土日の合計３日 → 月単位の週休２日を達成

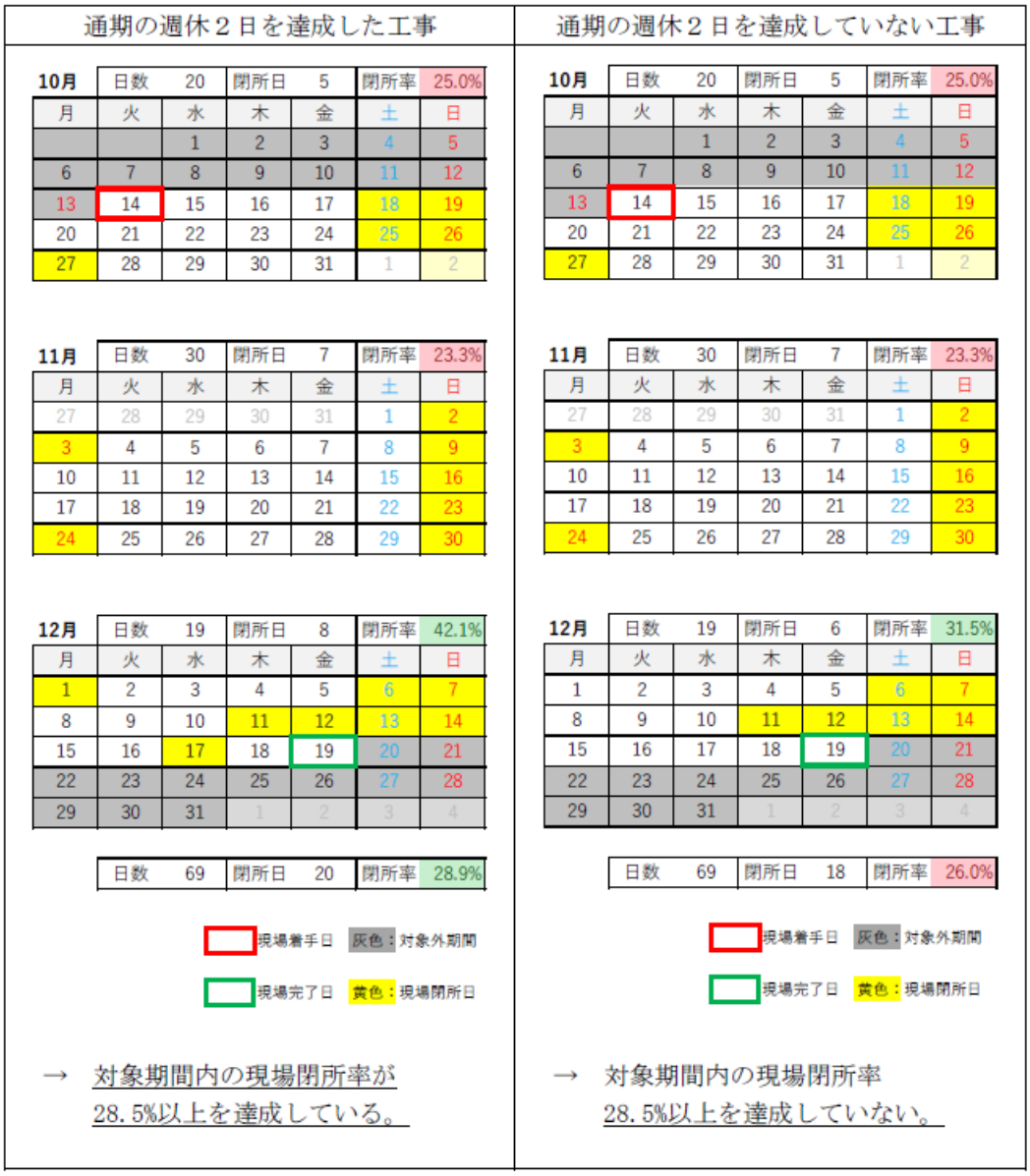
（対象期間内で7日に満たない月の考え方）

工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより対象期間が７日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。



※　対象期間内で７日に満たない月は、月単位の週休２日の達成判断の対象外とはなるが、通期の週休２日の達成判断の対象期間に含まれるため、留意すること。

③　通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。



④　降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める。